

地域の事業者間連携を通じた物流生産性向上推進事業 概要資料

2026年4月

目次

1 背景・目的

2 事業概要

3 審査のポイント

4 申請時の留意事項

5 問合せ・よろず相談先

背景·目的

地域の中小荷主・トラック事業者等の事業者間連携を通じた、物流生産性向上に対する取組みを支援します

背景

- 物流は国民生活や経済を支える社会インフラですが、担い手不足、カーボンニュートラルへの対応など様々な課題に直面しており、政府は改正物流効率化法の施行や次期「物流施策大綱」の策定等、課題解決に向けた取組みを行っています
- 特に、2024年4月からのトラックドライバーに対する時間外労働の上限規制や改正改善基準告示の適用により、長距離ドライバーの担い手不足が深刻化する中で、特に地方部において地場の工業製品や農林水産物の輸送が困難となる事態に対応するとともに、2028年に予定されているトラック適正化2法の施行を見据えた中 smallトラック事業者の経営体質の改善が急務となっています。

目的

- 地域の中小荷主・トラック事業者等の事業者間連携を通じた物流生産性向上に向けて、競合企業間・異業種間の共同輸配送、陸・海・空の新モーダルシフト、中継輸送等の取組の検討や資機材等の導入などを支援すること

(本事業に直接関係のないものも含め、地域の物流課題に関するご相談を受け付けています。詳しくは、「問合せ・よろず相談先」を参照ください)

令和7年度の3つの補助事業が2つに統合されました。
 地域の事業者間連携を通じた物流生産性向上の取組のうち、ラストマイルのみにおける取組
 (過疎地等の共同配送・ドローン配送等)は、「ラストマイル配送効率化促進事業」へ申請ください。

本事業の位置づけ

令和7年度に実施した事業	令和8年度事業	事業目的	間接補助金額
モーダルシフト加速化事業 地域連携モーダルシフト等促進事業 ラストマイルのみにおける取組 ドローン配送拠点整備促進事業	地域の事業者間連携を通じた物流生産性向上推進事業 <u>(本事業)</u> ラストマイル配送効率化促進事業	地域の中小荷主・トラック事業者等の事業者間連携を通じた物流生産性向上に向けて、競合企業間・異業種間の共同輸配送、陸・海・空の新モーダルシフト、中継輸送等の取組の検討や資機材等の導入などを支援 物流の小口・多頻度化や人口減少・少子高齢化の進行を踏まえ、地域の宅配便ドライバーの負担の軽減を図り、配送サービスの水準を維持するとともに、ラストマイル配送の持続可能な提供を確保 <u>(ラストマイルのみにおける取組(過疎地域等の共同配送・ドローン配送等))</u>	7,500万円程度 ▶ 検討経費：2,500万円(定額補助) ▶ 実証・事業化経費：5,000万円(補助率 1/2) 2,000万円程度(補助率 1/2)

令和7年度の「地域連携モーダルシフト等促進事業」において、ラストマイルのみにおける取組も補助対象としていましたが、令和8年度においては原則、「ラストマイル配送効率化促進事業」へ申請ください。

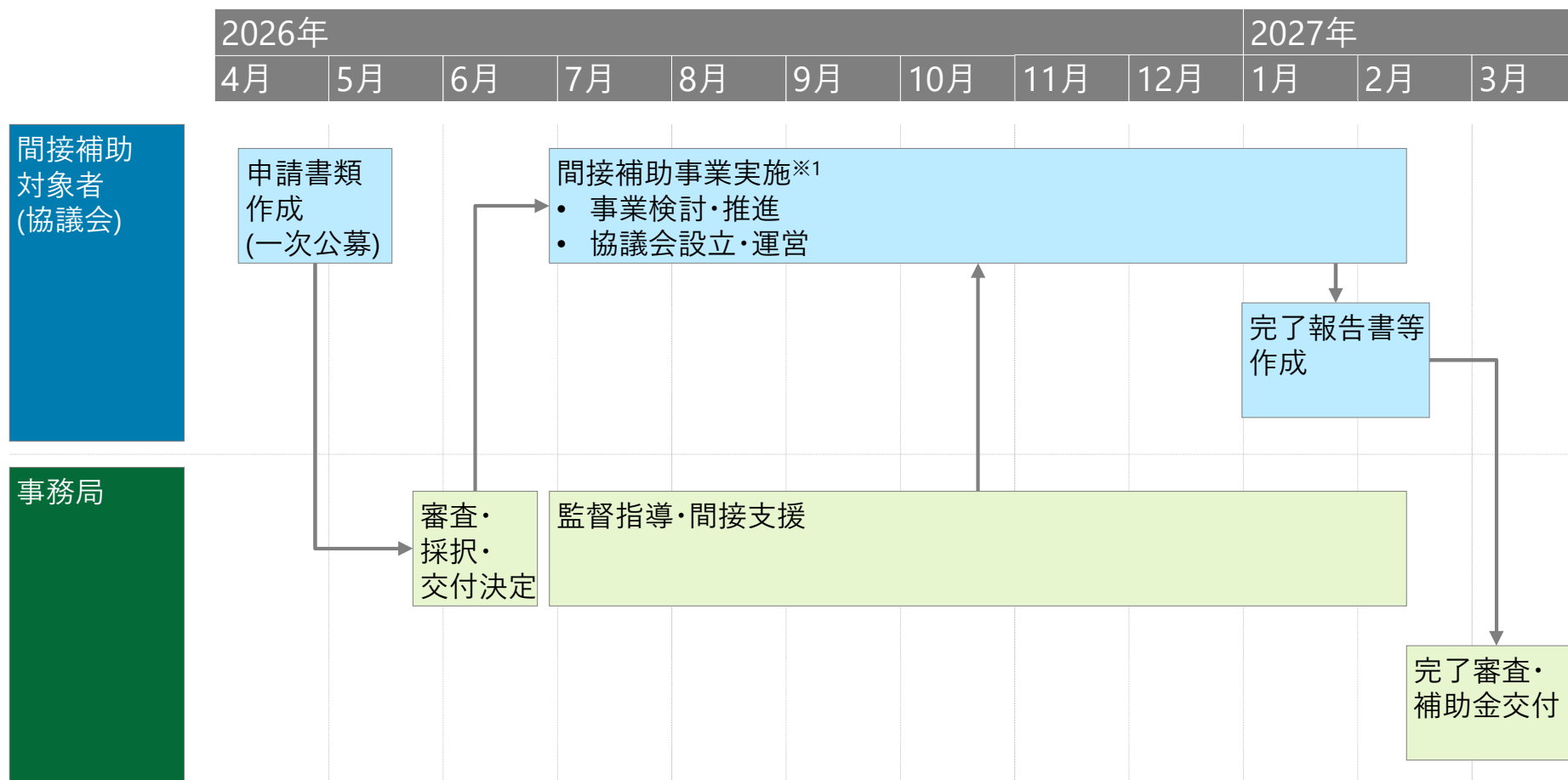
ただし、ラストマイルにおける取組に加えて、幹線輸送や地域間輸送に係る取組を組み合わせる事等により、「地域の事業者間連携を通じた物流生産性向上推進事業」をご活用いただける場合がございますので、詳しくは事務局へお問い合わせください

事業概要

- **事業全体の流れ**
- 間接補助対象要件・事業スキーム
- 間接補助対象経費
- 公募申請事例
- 間接支援イメージ

採択・交付決定後に開始された事業に対して費用等の支援を行います。なお、本事業では、事務局による協議会への間接支援も予定しています

事業全体の流れ



※1：間接補助事業実施期間中は、実施状況を月次で報告いただきます

事業概要

- 事業全体の流れ
- **間接補助対象要件・事業スキーム**
- 間接補助対象経費
- 公募申請事例
- 間接支援イメージ

間接補助の上限金額を7,500万円とし、事務局から間接補助事業者へ補助金を交付します

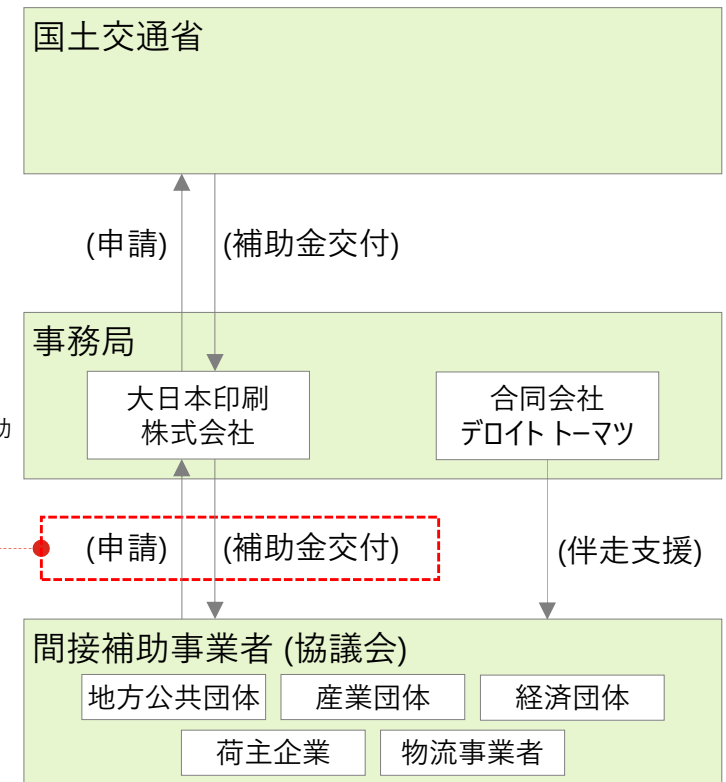
間接補助対象要件・事業スキーム

間接補助対象要件

間接補助対象者	協議会 (地域の産業団体・経済団体や中小荷主・トラック事業者、地方公共団体 (任意※) 等が参画した協議会)
間接補助金額 (上限)	最大7,500万円 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 検討経費：2,500万円 (定額補助) ➢ 実証・事業化経費：5,000万円 (補助率 1/2)
間接補助事業期間	交付決定日～2027年2月12日(金) (交付決定日より前に契約・発注を行った経費については補助対象外となりますので、契約・発注は事業開始日(=交付決定日)以降に実施してください)

「公募要領」「交付規程」に基づき、事務局から間接補助事業者へ補助金を交付

事業スキーム

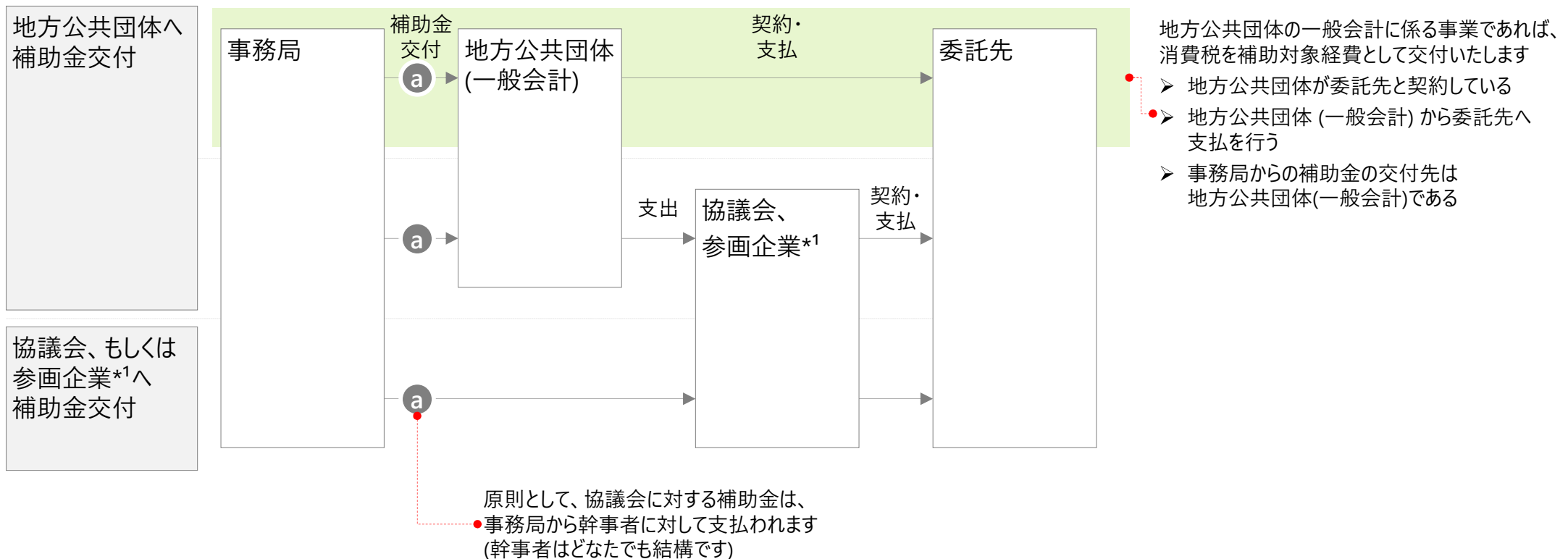


※ 地方公共団体の協議会への参画は任意であるものの、地方公共団体が参画している場合は審査において加点要素となり、優先的に採択されます

原則として、協議会に対する補助金は、事務局から幹事者に対して支払われます。また、地方公共団体の一般会計に係る事業の場合、消費税も補助経費対象となります

代表的な事業スキーム

代表的な事業スキーム (お金の流れ)



*1：協議会に参画する荷主企業、物流企業、産業団体、経済団体等を指します

事業概要

- 事業全体の流れ
- 間接補助対象要件・事業スキーム
- **間接補助対象経費**
- 公募申請事例
- 間接支援イメージ

協議会設立から事業化までに発生する各種タスクに対して、検討経費及び実証・事業化経費としての補助を予定しています

間接補助対象経費

[凡例]

検討経費

実証・事業化経費

地域の事業者間連携を通じた物流生産性向上推進事業

協議会設立

事業素案策定

実証

事業化

想定 タスク (例)

- 参加候補企業情報収集・呼びかけ
 - 荷主/物流事業者/産業団体/経済団体等
- 協議会運営方法検討
 - 目的/役割分担
 - アジェンダ/開催頻度等

- 地域の物量データ分析 (From/To)
- 物流需給ギャップ把握
- 物流課題仮説抽出
- 事例調査
- 事業素案立案
 - モーダルシフト
 - 物流拠点共同利用
 - 共同輸配送等
- 期待効果把握(概算)
- 実現に向けた課題抽出

- 物流課題仮説実証
 - 協議会での意見交換
 - 地域内外関係者へのヒアリング
- 事業素案実証
 - 設備/機器購入※
 - 拠点整備※
 - システム導入※
 - 実証運行
- ※ 実証に必要な範囲
- 期待効果算出
- 事業計画立案

- モーダルシフト実施
 - 設備/機材購入
- 物流拠点共同利用
 - 拠点整備
 - 設備/機材購入
- 共同輸配送/中継輸送実施
 - 設備/機材購入
 - システム導入
- 次年度以降の事業計画立案
 - 予定施策
 - 対象エリア/ルート
 - 期間/予算/リソース等

補助 対象 経費 (例)

調査・分析に関する経費(業務費等)

事業素案立案に関する経費(業務費等)

設備/機材購入経費(工事費、設備費等)

物流拠点整備経費(工事費、整備費等)

システム導入経費(業務費、事務費等)

実証運行経費(業務費、事務費等)

事業計画立案(次年度以降を含む)に関する経費(業務費等)

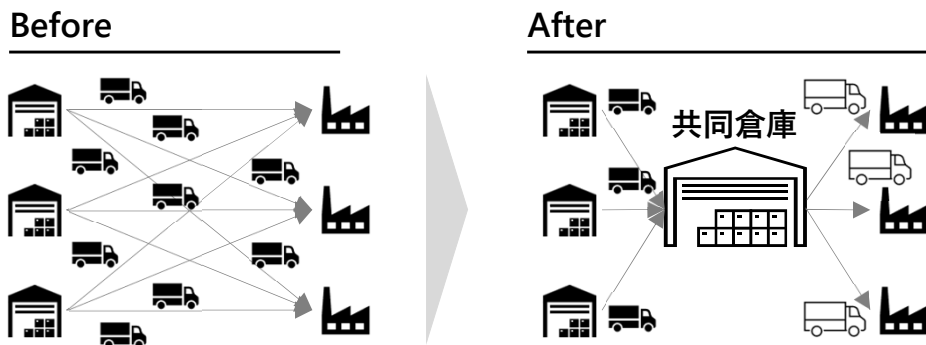
協議会運営・プロジェクトマネジメントに関する経費(業務費、事務費等)

共同輸配送、中継輸送、新モーダルシフトに加え、先進的な各種取組みについても補助の対象となります

間接補助事業イメージ

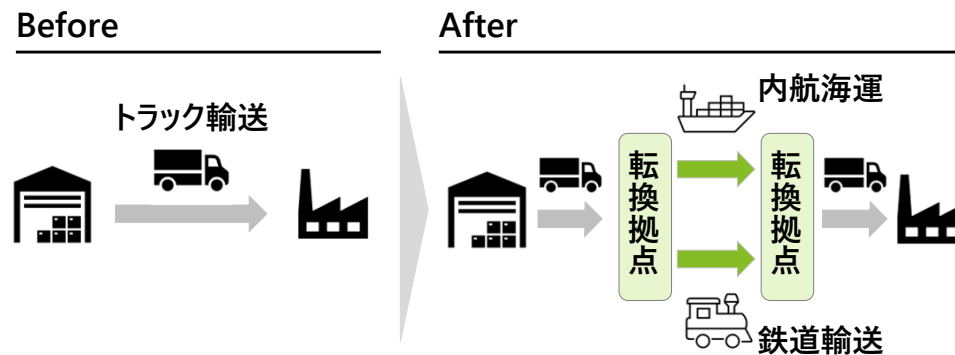
① 競合企業間・異業種間の共同輸配送

複数の荷主・物流事業者が共同利用可能である、地域物流の核となる拠点を整備することで、共同輸配送を実現する



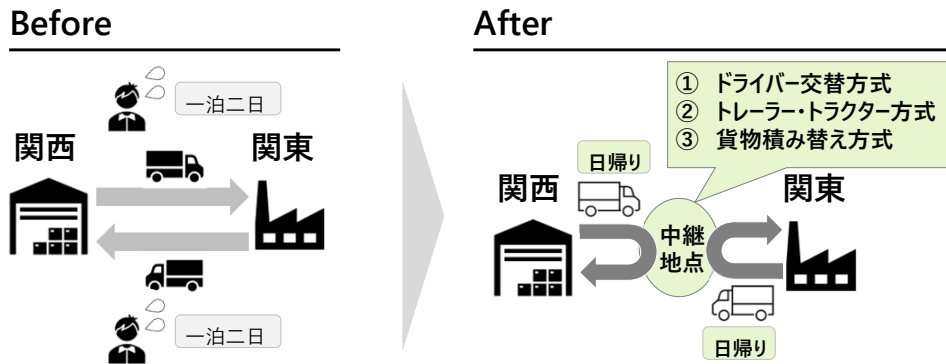
③ 陸・海・空の新モーダルシフト

輸送ニーズに応じた荷主・物流事業者間のマッチングや地域物流の核となる拠点を整備することでモーダルシフトをより一層強化する



② 中継輸送

遠距離地域間のトラック輸送において中継地点を設定することで、ドライバーの日帰り運行や複数荷主の共同輸配送を実現する



④ 先進的な各種取組み

新幹線等の貨客混載



自動配送ロボットの活用※



ダブル連結トラックを活用した共同輸配送・中継輸送



航空機の空きスペース等の有効活用



※出典：物流ニッポン <https://logistics.jp/pickup/2019/06/28/11668/>

事業概要

- 事業全体の流れ
- 間接補助対象要件・事業スキーム
- 間接補助対象経費
- **申請事例（想定）**
- 間接支援イメージ

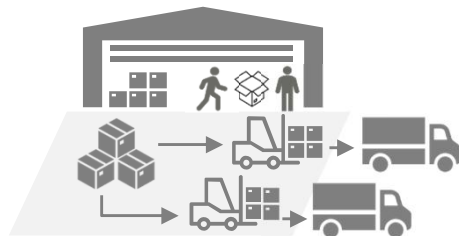
資機材等経費は申請せずに、検討経費のみを申請いただくことも可能です。 また、協議会が正式発足前の段階であっても申請いただくことが可能です

申請事例（想定）

協議会A（幹事者：地方自治体〇〇市）

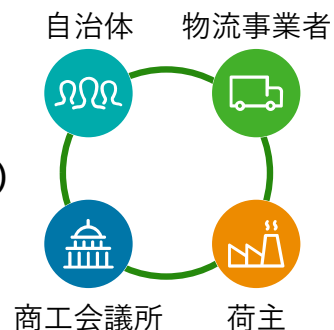
取組み内容

- 地域の基幹となる物流施設建設の構想策定



協議会メンバー

- 〇〇市
- 大手物流事業者
- 地場の物流事業者(2社)
- 〇〇市商工会議所
- 荷主



補助対象経費

検討経費
2,500万円

実証・
事業化経費
5,000万円

公募申請までの主なアプローチ

協議会組成

- 荷主・物流事業者・商工会議所等に対して、協議会への参画を打診し、内諾を得る

仕様書作成・提示

- 見積書取得の為の仕様書を作成し、複数の取引先（調査会社、物流事業者、コンサルティング会社等）に提示し、見積書を取得する

相見積もり取得

各種申請書類準備

- 事業計画を検討するとともに、各種申請書類を作成・準備する（協議会構成員へ必要書類への記入等を依頼する）

申請

公募申請時のポイント

1 検討経費のみを対象とした申請も可能

- 地域の物流課題の調査、物流データの分析、物流施設建設/ネットワーク再構築の構想策定、物流効率化施策の立案等に要する費用(検討経費)のみを対象として申請することも可能です

2 正式発足前の協議会でも申請可能※

- 協議会構成員の必須要件（荷主もしくは物流事業者が2社以上 参画していること）が満たされていれば、事業採択後に協議会を正式に設立することも可能です

3 事業採択後に協議会構成員を増やすことも可能

- 事業採択後に、協議会を拡充し、構成員を増やすことも可能です

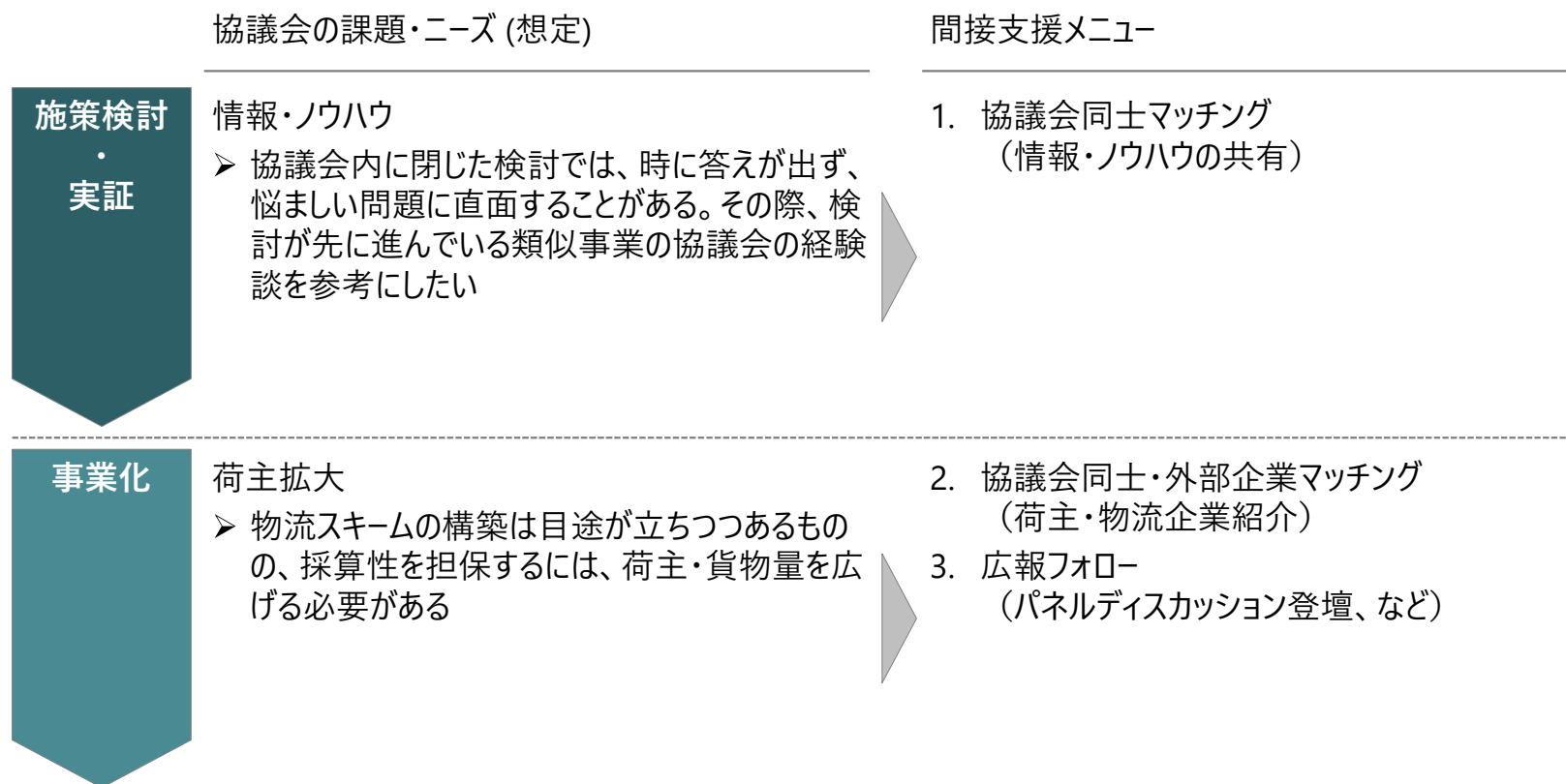
※事業完了（2027年2月12日）までに、荷主と物流事業者それぞれ1社以上協議会に参加することが必須となります

事業概要

- 事業全体の流れ
- 間接補助対象要件・事業スキーム
- 間接補助対象経費
- 公募申請事例
- **間接支援イメージ**

検討に必要な情報収集や、事業規模を広げるための活動について、必要に応じて事務局よりサポートいたします。支援の要否や進め方については、個別にご相談させていただきます

間接支援イメージ



審査のポイント

協議会の設立や、施策検討をこれから本格化する協議会も想定されることから、必須要件を緩やかに設定し、参加を検討し易くしています

審査のポイント

必須要件	事業者としての適格性	<ul style="list-style-type: none">日本国内に拠点を有し、事業を的確かつ円滑に遂行できる組織及び人員等を有していること国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと
	財務的基盤	<ul style="list-style-type: none">事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること
	協議会構成	<ul style="list-style-type: none">協議会に荷主もしくは物流事業者が2社以上参画していること <p>[留意事項]</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 「荷主 + 物流事業者」という協議会構成を基本としますが、申請時点で荷主又は物流事業者の参画が間に合わず、「荷主 + 荷主」や「物流事業者 + 物流事業者」という協議会構成となった場合でも認めることがあります。ただし、事業完了時まで、「荷主 + 荷主」の協議会の場合は物流事業者が、「物流事業者 + 物流事業者」の場合は荷主が、それぞれ協議会に参画いただく必要があります。✓ 協議会への荷主の参画自体が難しい場合、荷主から貨物の輸送方法について委託を受けた貨物利用運送事業者等（貨物の輸送方法を決定する者に限る）についても荷主とみなすケースがありますので、事務局へ個別にお問い合わせください。
採点項目	事業計画の的確性	<ul style="list-style-type: none">地域が抱える物流課題を的確に把握できているか地域の産業集積やインフラ等を踏まえた上で、地域産業の目指す姿が示されているか共同輸配送/新モーダルシフト/中継輸送等が課題解決の手段として適切であることを示しているか協議会に地方自治体・産業団体・経済団体など幅広く利害関係者を巻き込んでいるか、等
	事業計画の実現性	<ul style="list-style-type: none">事業工程に具体性があり、事業期間内に完了することが確実であるか事業実施体制や役割分担は妥当か、事業遂行に懸念はないか
	事業の持続性・継続性	<ul style="list-style-type: none">事業期間以降の事業継続を見据えているか事業を自ら継続させるための採算性の確保策が明確であるか
	その他審査にあたって、優先配分・優先採択要素（加点要素）として考慮される事項	<ul style="list-style-type: none">広域リージョン連携推進要綱（令和7年9月2日付け総行行第425号自治体行政局長通知）に規定する「広域リージョン連携ビジョン」に基づくプロジェクトに係る内容の申請であるか <p>※[参考URL] 総務省 広域リージョン連携</p>

申請時の留意事項（利益排除）

申請者自身または関係会社から調達を行う場合、補助対象経費に利益を含めることはふさわしくないと考えられるため、利益排除した原価で申請いただく必要があります

利益排除

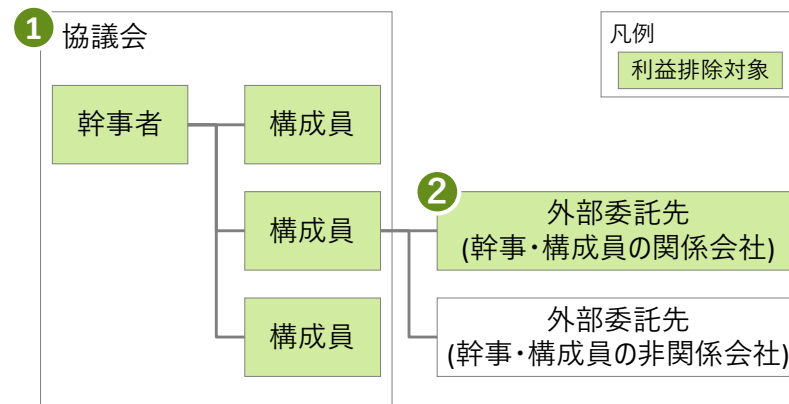
利益排除の考え方（公募要領 3 - 5 抜粋）

補助対象経費の中に、申請者の自社製品の調達または関係会社からの調達等（システム開発や工事を外注せずに自社で調達する場合など）に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に申請者自身または関係会社の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、申請者自身または関係会社から調達等を行う場合は、原価（人件費や当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上してください。

※ 申請者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がある。

利益排除の対象

- 1 協議会幹事・構成員から調達する場合
- 2 協議会幹事・構成員の関係会社から調達する場合



※利益排除でよくある質問について、「FAQ」をご参照ください

問合せ・よろず相談先

本間接補助事業に関する問合せに加え、地域の物流課題に関するご相談も広く受け付けています

問合せ・よろず相談先

	概要	対象者	連絡先
問合せ	間接補助事業に関する質問・相談を受け付けます (よくある質問を「FAQ」に記載していますので、事前にご確認ください)	本事業への参加を検討される方	[メール] logistics_network@tohatsu.co.jp [TEL]080-7010-0867 受付時間： 9:00～17:00 ※休業日： 土日・祝日・年末年始
よろず相談	間接補助事業に直接関係のないものも含め、地域の物流課題に関するご相談を受け付けます (今後の国の物流施策等を検討する上で参考にすることを目的としています。お気軽にご相談ください)	本事業への参加に関わらず、どなたでも	[メール] logistics_network@tohatsu.co.jp [TEL] 080-7010-0867 受付時間： 9:00～17:00 ※休業日： 土日・祝日・年末年始